

特定非営利活動法人

神奈川県介護支援専門員協会の組織及び運営に関する規程

平成23年5月12日

第2号規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川県介護支援専門員協会(以下「協会」という。)の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務処理の適正化を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局組織)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

総務

- (1) 事務局の庶務に関すること
- (2) 協会印の管守に関すること
- (3) 定款及び諸規程に関すること
- (4) 協会会員及び役員に関すること
- (5) 総会及び理事会に関すること
- (6) 協会の人事、組織及び給与に関すること
- (7) 福利厚生に関すること
- (8) 予算及び決算に関すること
- (9) 財政計画に関すること
- (10) 契約に関すること
- (11) 収入及び支出に関すること
- (12) 財産、物品、現金の管理に関すること
- (13) 前各号の他、他課の所管に属さないこと

事業

- (1) 利用者本位の介護支援専門員を養成・研修するための事業
- (2) 保健・医療・福祉のネットワークを構築・支援するための事業
- (3) 情報提供及び相談に関する事業
- (4) 調査、研究、提言に関する事業
- (5) 制度改正の検証及び提言を行うための事業

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(正・副理事長会議、常任委員会及び専門委員会の設置)

第3条 協会事業を円滑に推進するために、正・副理事長会議、常任委員会を設置し、各委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 協会事業を円滑に推進するために、常任委員会は専門委員会を設置することができる。
- 3 理事長は、必要と認められる時は特別委員会を設置する。
- 4 専門委員会の委員長は理事長が理事等より指名する。各専門委員会の委員長は委員を推薦し常任委員会の承認を受けなければならない。
- 5 委員長は必要に応じ委員会の下に部会を設置することができる。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長及び主事)

第5条 理事長は、必要と認められるときは、事務局に課長、主事を置くことができる。

- 2 主事は上司の命を受けて分掌事務を処理する。

(臨時又は非常勤の職員)

第6条 理事長は、必要と認めるときは、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

- 2 期間を定めて雇用する常勤の臨時職員の職については、前条の例に準ずる。
- 3 非常勤職員の職については、担任する事務内容の非常勤を冠した名称とする。

(委任)

第7条 この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月12日から施行する。